

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 69
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

診療報酬・新型コロナ特例

医科

5月8日以降の取扱いについて

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。厚労省より、3月31日付で「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」の通知が発出されました。概要は以下の通りです。

	算定項目	主な要件
外来	特定疾患療養管理料 (100床未満・療養指導) (147点) 113045550	・外来の陽性患者に対し対面の診療で、家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合
	院内トリアージ実施料 (300点) 113045350	・外来対応医療機関（県HPで公表）で、受入患者を限定しない場合 ※令和5年8月末までの間に受入患者を限定しない形に移行する外来対応医療機関を含める
	特定疾患療養管理料 (100床未満の病院) (147点) 113045450	・上記の要件を満たしていない場合（院内トリアージ実施料300点を算定できない場合）に算定 ・病院、診療所を問わず算定可
	救急医療管理加算1 (入院調整) (950点) 114058050	・陽性患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合 ・なお、患者が6歳未満の場合は乳幼児加算（400点）、15歳未満の場合は小児加算（200点）を加算できる
電話・情報通信機器	電話等初診料 (214点・111016150) 電話等再診料 (73点・112026750) 外来診療料 (74点・112026850) 慢性疾患等の診療 (147点・113045650) 精神疾患の精神療法 (147点・180070750)	※令和5年7月31日まで算定可 処方に伴い、該当する調剤料、処方量、処方箋料、調剤技術基本料又は薬剤料を算定可 「電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例」は7月末で廃止 令和5年8月以降も情報通信機器を用いた診療を継続する場合は、令和5年7月31日までに情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出が必要（初診料251点、再診料・外来診療料73点）

(二枚目に続く)

在宅	救急医療管理加算 1 (緊急の往診等) (950 点) 180070050	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性患者に対して、次のいずれかに該当する場合 ① 新型コロナに関連した緊急の訴えにもとづいて速やかに往診を実施した場合 ② 新型コロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合 <p>※同一患家等で 2 人以上の陽性患者を診察した場合、2 人目以降の往診料は算定できないが、当該加算は診察した患者すべてに算定可</p>
	院内トリアージ実施料 (300 点) 113045350	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「外来対応医療機関」であるか否かを問わず、陽性患者及び疑い患者に対して往診などを実施する場合に、必要な感染予防対策を講じた上で診療を行った場合
	救急医療管理加算 1 (施設内療養・緊急の往診等) (2850 点) 180070150	<p>介護医療院等又は介護老人福祉施設等に入所する陽性患者について、当該患者又はその看護者から新型コロナに関連する訴えにもとづいて速やかに往診を実施した場合。</p>
	救急医療管理加算 1 (オンライン) (950 点) 180070250	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の場合で、往診ではなく、看護職員とともに施設入所者に対しオンライン診療を実施した場合

5 類移行後の公費負担の変更点など

5 月 7 日まで		5 月 8 日から
診療・検査医療機関		「外来対応医療機関」に名称変更
検査に係る公費		<p>◆公費負担は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児科外来診療料などの包括点数を算定の場合も、<u>コロナに係る検査の実施料と判断料は別途算定できる</u>取扱いが継続 ・ 検査 (PCR・抗原) の点数は変更なし
陽性者の治療に係る公費負担	入院外 (自宅・宿泊療養) の公費	<p>◆公費負担は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、新型コロナ治療薬 (※の薬剤料) に限り公費負担 (9 月末まで) ※経口薬 (ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ)、点滴薬、中和抗体薬 公費番号 28310803 (鳥取県) 受給者番号 9999996 ※処方料、調剤料、処方箋料は公費対象外です。
	入院の公費	<p>5 月 7 日までの取扱いは廃止され、高額療養費制度の自己負担限度額から最大 2 万円を減額する措置を新設 (9 月末まで)</p> <p>公費番号 28310704 (鳥取県) 受給者番号 9999996</p>

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください。